平成２５年（フ）第３８号
大分県中津市山国町平小野314番地の１
破産者　山国建設株式会社
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４３号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目15番15号
破産者　株式会社ダイシン木材
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
千葉市中央区南生実町494番地２
破産者　有限会社いづみ料理センター
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０１号
千葉県八千代市大和田新田11番地
破産者　総武精鋼株式会社
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３６号
千葉県松戸市稔台３丁目２番地　ティアラシティ1316号
破産者　田原　　希
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７２号
千葉県市原市瀬又662番地４
破産者　有限会社ラ・カンパアーナァ
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７３号
千葉県市原市瀬又662番地の４
破産者　石塚　正美
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７４号
千葉県市原市瀬又662番地の４
破産者　石塚ちや子
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２６号
千葉県野田市中野台286番地の10
破産者　大越　理恵
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５４５号
千葉県松戸市高塚新田138番地の277　すみれ荘203号
破産者　清水　静子
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５４６号
千葉県松戸市高塚新田631番地の24
破産者　有限会社大典社
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９７号
滋賀県東近江市伊庭町1909番地
破産者　株式会社ワールド・ファッション
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１３０号
滋賀県蒲生郡日野町大字別所1093番地169
破産者　川久保貴兵介
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４０５４号
大阪府吹田市長野東18番８―506号
破産者　有限会社オカダテニス・クリエーション
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３６号
大阪市此花区西九条３丁目４番34―907号
破産者　株式会社ブレーンストーミング
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５号
千葉県市川市塩焼３丁目17番21号　スカイタウン103号
破産者　兵頭　和彦
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５９号
千葉市稲毛区園生町266番地２　アインズコート稲毛312号
破産者　酒井　昭雄
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９６６号
千葉県市川市塩焼１丁目10番８号　ローズガーデンハウスＳ113番館５号
破産者　上原　　修
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９８６号
千葉県浦安市堀江２丁目12番９―303号　メゾンクレール
破産者　鷲塚　徹志
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３９号
名古屋市守山区大字下志段味字池田810番地
破産者　株式会社アキュレ
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４５７号
愛知県東海市中ノ池４丁目２番地の13
破産者　株式会社ワーキングスクエア
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７４０号
愛知県知多郡武豊町石川１番地87
破産者　株式会社アッシュ
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部